

全世代型社会保障検討室の設置に関する規則

〔令和元年9月18日〕
〔内閣総理大臣決定〕

（設置及び任務）

第1条 内閣官房に、全世代型社会保障検討会議に係る事務を処理するため、全世代型社会保障検討室（以下「検討室」という。）を置く。

（組織）

第2条 検討室に、室長、室長代行、室長代理、室長代理補、次長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 3 室長は、検討室の事務を掌理する。
- 4 室長代行は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 室長代行は、室長の職務を代行する。
- 6 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 7 室長代理補は、室長代理を補佐する。
- 8 次長は、室長を助け、検討室の事務を整理する。
- 9 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 10 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、検討室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、令和元年9月19日から実施する。